

## ◎議 事 日 程（第 1 号）

平成25年 6 月 10 日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶並びに所信表明
- 日程第 5 議席の指定について
- 日程第 6 議席の変更について
- 日程第 7 報告第 1 号 平成24年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認について（訴えの提起及び和解）
- 日程第 9 議案第33号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号 平成25年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第12 議案第36号 平成25年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第13 選挙第 4 号 海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について
- 日程第14 選挙第 5 号 愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第15 同意第 1 号 愛西市監査委員の選任について
- 日程第16 同意第 2 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第 3 号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第 4 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第 5 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第20 諮問第 1 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第21 諮問第 2 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第22 諮問第 3 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出 席 議 員（23名）

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 2番  | 島 田 浩 君   | 3番  | 大 島 一 郎 君   |
| 4番  | 加 藤 敏 彦 君 | 5番  | 真 野 和 久 君   |
| 6番  | 下 村 一 郎 君 | 7番  | 石 崎 たか子 君   |
| 8番  | 三 輪 俊 明 君 | 9番  | 鷺 野 聰 明 君   |
| 10番 | 堀 田 清 君   | 11番 | 近 藤 健 一 君   |
| 12番 | 岩 間 泰 彦 君 | 13番 | 山 岡 幹 雄 君   |
| 14番 | 大 野 則 男 君 | 15番 | 吉 川 三 津 子 君 |

16番 前田 芙美子 君  
18番 大島 功 君  
20番 八木 一 君  
22番 大宮 吉満 君  
24番 榎本 雅夫 君

17番 加賀 博 君  
19番 中村 文子 君  
21番 鬼頭 勝治 君  
23番 竹村 仁司 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎欠 番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

|                          |           |             |             |
|--------------------------|-----------|-------------|-------------|
| 市 長                      | 日 永 貴 章 君 | 副 市 長       | 山 田 信 行 君   |
| 総務部長兼<br>会計管理者兼<br>会計室長  | 石 原 光 君   | 企 画 部 長     | 山 田 喜 久 男 君 |
| 経 済 建 設 部 長              | 加 藤 清 和 君 | 教 育 部 長     | 水 谷 勇 君     |
| 市 民 生 活 部 長 兼<br>福 祉 部 長 | 五 島 直 和 君 | 上 下 水 道 部 長 | 加 賀 裕 君     |
| 消 防 長                    | 小 塚 良 紀 君 |             |             |

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 服 部 秀 三 | 議 事 課 長 | 佐 藤 敏 彦 |
| 書 記         | 山 田 宗 一 |         |         |

---

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

開会前に御連絡を申し上げます。

かねてより病氣加療中でありました五富利清彦教育長が、残念ながら昨日お亡くなりになりました。ここに生前の御功績をしのび、謹んで黙祷をささげたいと存じます。

議員各位、理事者の皆様、傍聴席の皆様方にも御協力をいただきたいと思います。

御起立をお願いいたします。

黙祷。

[黙 祷]

ありがとうございました。お直りください。

御着席をお願いいたします。

本日、報道関係より取材のための撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

それでは皆さん方、改めましておはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、島田浩議員、大島一郎議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（大宮吉満君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る3月22日に開催いたしました結果、会期は本日6月10日から6月28日までの19日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願

たします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月28日までの19日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月28日までの19日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の大島功議員、お願いいたします。

○18番（大島 功君）

それでは、海部南部水道企業団議会の報告をさせていただきます。

平成25年第1回定例会が、2月12日から3月4日の21日間で行われました。

付議事件といたしまして、議案第1号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、これは可決いたしました。

議案第2号：平成25年度海部南部水道企業団水道事業予算について、収益的収入、予算総額22億6,254万6,000円、収益的支出、予算総額22億988万9,000円、資本的収入、予算総額1億1,460万円、資本的支出、予算総額10億1,835万9,000円、第2号議案も原案どおり可決されました。

発議第1号：海部南部水道企業団議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について、発議第2号：海部南部水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則について、両発議とも原案どおり可決されました。

議案第3号：海部南部水道企業団証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号も原案どおり可決されました。

続きまして、平成25年第1回臨時議会が5月22日に開催されました。

同意案第1号として、監査委員の選任について、識見を有する者ということで、愛西市の加藤武男氏が同意されております。

以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の鷲野聡明議員、お願いいたします。

○9番（鷲野聡明君）

海部地区環境事務組合の報告をいたします。

平成25年3月25日、海部地区環境事務組合新開センターにて、平成25年第1回臨時会がとり行われました。

付議事件といたしまして、管理者の選挙でございます。管理者の選挙については、横江淳一蟹江町長が指名推選とされ、全員賛成にて可決され再任されましたことを報告いたします。

以上、終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区水防事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

○4番（加藤敏彦君）

海部地区水防事務組合の報告を行います。

平成25年4月4日、愛西市文化会館におきまして、平成25年第1回臨時会が開会されました。

付議事件であります。議長選挙につきましては蟹江町議員の奥田信宏氏が新しい議長になりました。それから副議長選挙についてですが、津島市の西山良夫議員が副議長になりました。

それから議案ですけれども、議案第3号として、監査委員の選任同意についてであります。石河靖雄、愛西市の消防団長ですが、愛西市選出水防議員として出ておられますが、監査委員になりました。

議案第4号ですが、海部地区水防事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、これは全員賛成で可決されました。

これは、事務局職員の報酬は条例で明確になっていなかったということで改正されたものであります。以上です。

○議長（加賀 博君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成25年1月から平成25年4月までに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

また、閉会中に行われました補欠選挙で当選されました三輪俊明議員を、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において文教福祉委員会委員に選任いたしましたので、皆様に御報告をいたします。

なお、去る4月18日、安城市で開催されました第96回東海市議会議長会定期総会、並びに5月22日、東京都で開催されました第89回全国市議会議長会定期総会において、石崎たか子議員、加藤敏彦議員、下村一郎議員、そして並びに私が議員在職15年以上の表彰を受けましたので、御披露を申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第4・市長招集挨拶

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・市長招集挨拶並びに所信表明を議題といたします。

市長、お願いします。

### ○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

招集挨拶並びに所信表明をさせていただきます。

本日、ここに平成25年6月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げさせていただきます。

初めに、長年市の教育行政に対し多大なる御尽力を賜りました故五富利教育長に対し、心から感謝を申し上げ、御冥福をお祈り申し上げます。本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

さて、今定例会には、人事案件を初め補正予算、条例改正などを御提案申し上げ、御審議をお願いするものでありますが、市長就任に当たり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げ、市民の皆様方並びに議員各位の御理解、御協力を賜りたいと思います。

このたびの市長選挙におきまして、市民の皆様方の御支援、御厚情を賜り、市政のかじ取りを努めさせていただくことになり、その責務の重大さを改めて感じているところでございます。

また、就任早々に市役所各部の幹部との面会の機会を設け、所管事務や懸案事項について説明を受け、多くの課題があることを改めて実感したところでございます。批判を受けても進めるべきは進め、批判を受けてもとどまるべきはとどまるという初心を忘れることなく、これからの4年間、市政運営に取り組んでいく所存でございます。

さて、我が国の経済状況を見ますと、長引く景気の低迷、少子・高齢化に伴う社会構造の変化や社会保障問題、そして東日本大震災による影響など、大変厳しい状況が続いております。国においては、社会・経済の構造改革が進められ、本市のみならず地方自治体の運営については、今後もさまざまな形で厳しい影響もあらわれてくると考えています。

平成17年4月に4町村が合併し、愛西市が誕生して9年目、私といたしましては、前八木市長が旧町村の融和を図りながら市の礎を築いてこられたことに対し深く敬意を表し、「人々が和み、心豊かに暮らすまち」の実現に全力で取り組まれた姿勢は今後も継承していきたいと思っております。

そして、今日に至るまでさまざまな機会でお伝えさせていただきましたとおり、「決断と勇気の市政」を念頭に、将来の愛西市を見据え、まずは市の状況を把握し、事業・サービスの再検証を進めてまいりたいと考えております。

新庁舎の建設につきましては、現状の分庁方式、分庁の機能を堅持しつつ現在のサービス提供や維持管理を考えますと、効率的ではなく、施設の老朽化、維持管理費もかさむこととなります。また、心配されます災害発生時の対応に瞬時に対応できない、災害の影響による対策機能の低下・麻痺により指令本部を立ち上げることができないなど、予期できないことが大変懸

念されます。整備には多額の財源・資金を必要といたしますが、合併に伴う法律で定められました特例債は財政支援の一つであり、特例債を有効に活用することが本市にとって最善の選択であると考えております。

庁舎の建設は、このたびの市長選挙の争点の一つでありましたが、私自身の考え方を多くの皆様方にお伝えし、御理解がいただけるよう努力してきたつもりでございます。建設しない決断は、将来へ建設を先送りするとの思いも伝えてまいりましたが、その思いに変わりはなく、議員の皆様方とも、今後も今まで同様の議論を深めながら、建設に向け準備を進めていきたいと考えております。

市政の財政状況につきましては、私の議員時代からの考え方と同様、謙虚な認識に立ち、サービス・事業に対し円滑に予算配分がされるよう、また必要性の低いと考える事業に対しては削減するなどし、予算の適正化に努めていきたいと考えております。近い将来、地方交付税の見直しで本市の財源減少も十分考えられ、自主財源の確保が急務となってまいります。そのために、企業誘致を実現するため必要な施策を具体的に推し進め、次世代につながる本市の礎を築いてまいりたいと考えております。

次に、市民の命を守るという大きな使命から、懸念されます大規模災害発生に備え防災教育を徹底し、危険を感じたら率先して逃げるといった意識の徹底を図っていきたくと思っております。東日本大震災では、以前から子供たちに対し防災教育を徹底してきたことにより、子供たちの被害を最小限に防ぐことができたとも聞き及んでおります。本市においても、防災無線などハード面の整備も進めていますが、学校や地域において、まずはともに防災意識の徹底を図っていきたくと思っております。

また、人は健康であってこそ生きがいのある活動・生活が可能になってまいります。それにはみずからの健康状態に関心を持ち、みずからがその健康状態を理解し、みずからに合った健康づくりに取り組むことが必要であると思っております。現在行っている健康診断などを積極的に受けていただき、まずは市民の健康寿命を延ばす取り組みを行っていきたくと思っております。

私は、ハスの花の香る愛西市の豊かな自然の中で育ち、幾多の災害を乗り越えてきた勇敢な歴史と、先人から脈々と受け継がれてきた文化に触れながら育ってまいりました。市政を預かる者として、愛西市のよき伝統を守りつつ、責任ある未来づくりを、未来に責任ある礎を築くという気概を胸に、誰もが住んでよかったと言われるまちづくりの実現に邁進していく考えでございます。

ここに、市民の皆様方並びに議員各位におかれましては、ともに作り上げる愛西市づくりに御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

上程させていただきました各議案については、各担当部長から説明をさせていただきますので、慎重に御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

また、監査委員の選任など人事案件につきましては、本日御審査の上、御賛同いただきますよう、開会に当たり、挨拶並びに所信の一端を表明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議席の指定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議席の指定についてを議題といたします。

今回、当選された三輪俊明議員の議席については、会議規則第3条第2項の規定により、8番に指定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議席の変更について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議席の変更を行います。

今回、新たに当選された三輪俊明議員の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。

ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。ただいま御着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・報告第1号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・報告第1号：平成24年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、報告第1号：平成24年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございまして、

恐れ入りますが、2ページおめくりをいただきまして、最後のページをお願いいたします。

平成24年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございまして、この繰越計算書につきましては、さきの12月議会、また3月議会で議決をいただきました繰越明許費につきまして、25年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により、本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、統合庁舎整備事業を初め5事業において、年度内に完了ができなかったものでございます。

繰越額につきましては、5事業合計で8億1,674万円でございます。その財源内訳としまして、既収入特定財源は、県支出金で2,545万1,000円。未収入特定財源として、国庫支出金1億7,430万5,000円、県支出金が4,726万6,000円でございます。地方債につきましては、統合庁舎整備事業の2事業が合併特例債、防災情報通信ネットワーク整備事業が緊急防災減災事業債で、



合計 3 億 5,100 万円となります。一般財源につきましては、2 億 1,871 万 8,000 円でございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8・承認第 1 号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第 8・承認第 1 号：専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（加賀 裕君）

承認第 1 号：専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。本日付、市長名でございます。

提案理由としまして、農業集落排水使用料滞納者への支払い督促に対しまして、分割納入を求める適法な督促異議申し立てがあり、民事訴訟法第 395 条の規定により訴訟手続へ移行され、速やかに民事訴訟の手続に入らなくてはならないため、訴えの提起と分納で和解することに対して別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

1 枚はねていただきまして、専決第 1 号、津島簡易裁判所より一括納付を求める支払い督促を行ったところ、督促異議申し立てがなされたため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払い督促の申し立てのとき訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したものであります。本件、訴えの提起に関しましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決を行うものであります。

1 枚はねていただきまして、専決第 1 号別紙ですが、滞納者 32 名に対しまして内容証明郵便を送付させていただきましたが、そのうち何も連絡がなかった 12 名の方に津島簡易裁判所より支払い督促の申し立てを行い、3 件の方から分納したいとの異議申し立てが出てまいりました。

また、1 枚はねていただきまして、専決第 2 号でございますが、滞納額の一括支払いを求めたことに対しまして、滞納者より分割で支払いたいとの申し出があり、3 名の方より分納で和解することに対し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決を行ったものであります。

1 枚はねていただきまして、一番最後でございますが、専決第 2 号の別紙でございます。

3 名の方との訴訟遂行の方針としまして、相手方から分割払いの申請があり、かつその履行が見込まれる場合は和解することでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 9・議案第 33 号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第33号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

それでは、議案第33号：愛西市税条例の一部改正について。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛西市条例第17号：愛西市税条例の一部を改正する条例。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、恐れ入りますけれども、別紙資料2の一部改正の概要をもとに内容説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず第34条の7第2項の関係でございますけれども、これは寄附金税額控除に係る特例控除額について、今回読みかえ規定の追加をするというものでございます。

次に、第54条第5項、同じく第131条第4項につきましては、法改正に伴い現行規定を削除するという内容でございます。

次に、附則第3条の2第1項につきましては、市税に係る延滞金の割合の特例といたしまして、年14.6%の割合は特例基準割合に年7.3%を加算した割合、また年7.3%の割合は、特例基準割合に年1%を加算した割合に改正するという内容でございます。

次に、第2項の関係につきましては、申告期限の延長が認められた法人に係る法人市民税について、延長期間中の延滞金の割合は特例基準割合を適用するという規定を、今回新たに追加をするという内容でございます。

次に、第4条第1項の関係でございますが、これは申告期限の延長が認められた法人の延滞金の割合の特例について、今回規定の整備を行うという内容でございます。よろしく申し上げます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

2ページの関係でございますけれども、附則第4条の2の関係につきましては、これは租税特別措置法の改正に伴う項ずれということで、今回規定の整備を図るものであります。

次に、附則第7条の3の2第1項の関係でございますが、これにつきましては市民税控除の延長と項ずれによりまして、字句の訂正を今回規定の整備とあわせて行うものであります。

次に、附則第7条の4の関係でございます。これは復興税に係る読みかえの規定を追加するというので、今回条文の整備をお願いするものであります。

次に、附則第10条の2の関係でございますが、このたびの法改正の関係によりまして、まず1つは見出しの変更がされました。そして第2項の関係につきましては、項ずれによるものです。そして第3項は、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった、いわゆる備蓄

倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例割合を3分の2とする軽減割合の規定が今回新たに追加をされたという内容でございます。

次に、附則第13条の4第3項第3号の関係でございます。これは単純に年を年度に修正するという字句の訂正であります。

次に、附則第17条の2第3項の関係でありますけれども、これは租税特別措置法の改正に伴いまして、それぞれ条文に引用しております条項の改正ということで、今回条文の整備をするものであります。

次に、3ページのほうへ目を通していただきたいと思います。

附則第22条2の関係でございますが、これも法改正によりまして、まず見出しの訂正がございました。そして第1項は、いわゆる先ほどの前段の2項の規定の追加による読みかえの規定の修正を今回行っております。

また、ここで第2項は、東日本大震災による被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例、今回特例が新たに規定が追加をされたということで、この条文の中に1文追加をするという内容であります。

次に、第3項につきましては、先ほど申し上げました第2項の追加によりまして項ずれを生ずるという修正であります。

最後に、附則第23条第1項、第2項につきましては、これも地方税法の改正に伴う項ずれということで、今回条文の整備をお願いするわけでございます。

なお、各改正条項の施行期日につきましては、それぞれの適用年月日の欄にそれぞれ付記しておりますので、後ほど御精読を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第34号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第34号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長兼福祉部長（五島直和君）

それでは、議案第34号について説明させていただきます。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第18号：愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正するものであります。

内容の説明につきましては、恐れ入りますが、別添の議案第34号補足資料の愛西市国民健康保険税条例の一部改正の概要という縦書きの資料でございますが、そちらのほうをごらんいただき、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第5条の2では、国民健康保険の被保険者、いわゆる医療保険分に係る世帯別平等割額について規定をしております。

まず、今回の改正の主たる部分でございますが、御承知のように平成20年度に後期高齢者医療が創設されました。それに伴いまして、国保に加入していた2人世帯で、1人が後期高齢医療に移行して、もう1人が国保に残った世帯、これを今まで特定世帯と言っております。この特定世帯の世帯別平等割の負担が大きいことに配慮いたしまして、特定世帯の世帯別平等割を5年間2分の1というふうに軽減しておりました。これは今までです。

今回の改正は、6年目以降も国保と後期高齢者医療に分かれている状態が解消されていない世帯を特定継続世帯、継続という言葉がふえます。継続世帯と規定いたしました。その特定継続世帯につきましては、6年目以降の3年間、軽減割合を4分の1にするというようなことが今回追加されました。これにより配慮する期間といたしましては、特定世帯として5年間、特定継続世帯として3年間、計8年間となります。

それでは、第1ページの説明に入らせていただきます。

第5条の2では、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を表にいたしております。ここに第3号としまして、先ほど述べました特定継続世帯として、課税額1万6,500円を加えました。

次に、第7条の3では、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額も同様の理由で第3号といたしまして、特定継続世帯として課税額4,500円を加えました。

次に、第23条では、国民健康保険税の減額について規定しております。それぞれを表にさせていただいております。

第1号の7割減額で、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、第1号イ（ウ）といたしまして、特定継続世帯として1万1,550円を課税額から減額する規定を加えました。同じく国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、第1号エ（ウ）としまして、特定継続世帯として3,150円を課税額から減額する規定を設けました。

同様ですが、次に、第2号は5割減額でございます。こちらにつきましても、第2号のイ（ウ）といたしまして、特定継続世帯として8,250円を課税額から減額する規定。同じく後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、第2号エ（ウ）といたしまして、特定継続世帯として2,250円を課税額から減額する規定を加えました。

2ページをごらんいただきたいと思っております。裏面でございます。

第3号の2割減額、こちらも同様でございますが、3号のイ（ウ）といたしまして、特定継

続世帯として3,300円を課税額から減額する規定を加えました。同様に後期高齢者支援金等課税額のほうも、第3号エ（ウ）としまして、特定継続世帯として900円を課税額から減額する規定をそれぞれ加えました。

恐れ入ります。ここで戻っていただきまして、一部改正条例の本文、第2ページをごらんいただきたいと思います。

上段から7行目で第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。こちらにおきましては、最終行の「次号」の次に「及び第3号」を加えました。

次に、附則第18号、こちらは東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますが、こちらは地方税法附則第44条の2の改正によりまして、条項の数字を整理いたしました。

附則をごらんいただきたいと思います。

附則の1項、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の愛西市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第18項の改正規定は、平成26年1月1日から施行するものでございます。

2項の適用区分といたしまして、新条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用いたしまして、平成24年度分までの国民健康保険税につきましては従前の例によらせていただきます。

3項で、新条例附則第18項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税条例について適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第35号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第35号：平成25年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第35号：平成25年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,546万4,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ212億7,646万4,000円とするものでございます。

まず歳入について、私から御説明申し上げます。

申しわけありません、7ページ、8ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金で2,528万5,000円の減額となっております。これにつ

きましては、国において従来の子育て支援交付金事業から、次の県補助金にあります子育て支援対策基金事業に組み替えがされたことが主な要因でございます。

次に、第14款県支出金、第2項県補助金につきましては、先ほどの子育て支援対策基金事業への組み替え分を含めまして、3,471万1,000円の追加計上をお願いしております。

第19款諸収入200万円までを、歳出の各事業に関連する財源として補正計上をさせていただいております。不足します財源を、第17款繰入金、第1目財政調整基金繰入金で3億4,403万8,000円計上し、収支を図っておりますので、よろしくお願いいたします。

歳入については以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの所管部長より御説明いたしますけれども、初めに私から企画費について御説明させていただきます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

説明が前後して大変申しわけございませんが、第2款総務費、第1項総務管理費、第10目企画費で、本年度におきましても、ふるさとPR隊委託料としまして464万円を計上させていただきました。

私からは以上でございます。

続きまして、総務部長より御説明いたします。

#### ○総務部長兼会計管理者兼会計室長（石原 光君）

それでは、私のほうからは総務関係の予算の内容について、順次御説明をさせていただきます。

同じページ、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

まず2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で10万円追加をお願いしております。内容につきましては、労働災害保険法の適用にならない、これは4庁舎に勤務する非常勤職員の労働災害補償費について計上させていただきました。

実はこのたび、臨時職員がいわゆる勤務時間中に電動裁断機で指を負傷するといった事態が生じました。そして、この対応につきましては、地方公務員災害補償法の規定に基づきまして、これは愛西市の条例によりまして、市で負担をするものであるというような規定がありますことから、その今回の補償額について計上させていただきました。今回の補償額につきましては約1万円未満ということも聞いておりますけれども、今後こういった事態があってはけませんので、そういった不測の事態に対応するために、今回10万円を計上させていただいたという内容でございます。

次に、6目財産管理費の関係でございます。トータルで731万6,000円追加をお願いしております。

8節の報償費で30万3,000円追加をお願いしております。これは、以前から御案内のとおり、寄附を受けております旧松永邸のいわゆる有効活用に、いろいろ方針が現時点でも決まっておりますけれども、今年度、その有効活用に民間活力を取り入れたいという計画であります。そして、その手法として、事業選定に当たってプロポーザル方式を採用し、今後進めて

いきたいということで、その審査会の委員報償費ということで今回計上をさせていただきました。

次に、ちょっと飛びますけれども、18節の備品購入費の関係でございます。これは、巡回バスの老朽化に伴う車両購入、これは佐屋ルートでありますけれども、659万円計上をさせていただきました。それに関連する自賠責保険料、あるいは重量税につきましても、おのおの計上をさせていただいております。

そして、13節委託料の関係でございますけれども、この内容につきましては、これも以前から議会のほうへも経緯を説明しておりますけれども、いわゆる草平町の旧草場忠魂碑の跡地を有効活用するという前提で、多少そこは高くなっております。ですから、一度測量調査をしたほうがいいんじゃないかということで、それに関連する委託料23万1,000円を計上させていただきました。

そしてもう1点、いろいろ市民の皆様方のほうから土地の寄附という申し出があるわけありますけれども、いわゆるその寄附を受けた土地の不動産鑑定を今回15万円計上させていただきました。

それは、寄附を受けた物件の中に、いわゆる報償の対象となるような物件の中にはありますので、そういったためにも寄附を受けた土地についての鑑定評価をしたいということで、今回計上をさせていただきました。今の時点ではありませんけれども、そういったものに対応するためです。

それから、7項の防災費の関係であります。1目災害対策総務費で947万3,000円の追加をお願いしております。

前後しますけれども、13節の委託料で、これは本庁舎増築に伴います高度情報通信施設の移設のための設計と、それから免許申請業務の委託料ということで157万5,000円。それから、同じく委託料の中で、八開地区の老朽化した消火器の処分委託料として21万円。それからもう1点、これは森川町上古川地内に建設をいたします防災備蓄倉庫の設計監理と、それに伴います確認申請業務の委託料ということで、62万円を計上させていただきました。

それから、15節の工事請負費の関係でございます。これは、立田・佐織庁舎の高度情報通信アンテナ、これは地上系2基と、それから衛星系2基があるわけありますけれども、その撤去工事151万2,000円。

なお、何でこれを撤去するかということになりますけれども、この両庁舎のシステムにつきましては、24年度に既に利用を廃止しております。そして、指導機関である県のほうからも、速やかに撤去せよというような指摘もいただいておりますので、今回計上をさせていただきました。

それから、防災備蓄倉庫建設工事214万6,000円を計上させていただきました。これは、先ほどの委託料とも関連いたしますけれども、森川町上古川地内にあります。これは、実は土地につきましては寄附を受けた土地です。これは3月議会当初予算でも若干触れておりますけれども、そこを有効活用するというので、防災備蓄倉庫、これはコンテナ型の倉庫でありますけ

れども、それを設置したいということで今回計上させていただきました。

それから、18の備品購入費の関係につきましては、これは自主防災会の物置等の整備として136万6,000円を計上したという内容でございます。

次に、19節の補助金関係であります。これは藤浪地区コミュニティー推進協議会への防災備品整備の助成金として、200万円計上をさせていただきました。

次に、8項の総合支所費の関係であります。3目八開庁舎費で350万円計上させていただきました。内容につきましては、八開庁舎の2階のベランダの雨漏り防止等の改修工事ということで、今回お願いをするものです。

私のほうからは以上です。

次に、福祉部長から説明を申し上げます。

### ○市民生活部長兼福祉部長（五島直和君）

それでは初めに、福祉部の所管に関するものから御説明させていただきます。

補正予算書11ページ、12ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の13節委託料におきまして、障害者総合支援法への法改正に伴う障害福祉システムの改修委託料といたしまして、252万を計上させていただきました。

15節の工事請負費でございますが、こちらは「愛西の里さや」の公共下水接続工事といたしまして、215万3,000円を計上いたしました。

2目老人福祉費、18節備品購入費でございますが、佐屋の老人福祉センターのデイサービス事業で使用しております車両が老朽化いたしまして、それを買いかえさせていただく購入費といたしまして、372万9,000円を計上いたしました。

28節の繰出金でございますが、介護保険特別会計への繰出金258万9,000円を追加するものでございます。内容につきましては、介護保険特別会計の補正予算説明のほうでやらせていただきます。

次に、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料でございますが、こちらは子ども・子育て支援新制度に向けた子ども・子育て支援事業計画を策定するに關しまして、ニーズ調査委託料をやらせていただきたいということで、273万円を計上いたしました。

15節の工事請負費でございますが、2カ所、1カ所は東保児童遊園、もう1カ所は大井東児童遊園、いずれも公共下水道接続に伴いまして164万9,000円を計上いたしました。

次、3目の保育園費でございます。1節報酬におきましては、公立の保育園の栄養士1名でございますが、こちらが6月末をもって退職することになりました。それに伴いまして、嘱託員の雇用としまして168万3,000円を計上させていただきました。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、13節委託料におきまして、こちらは生活保護基準額改定に伴う生活保護システムの改修委託料といたしまして、63万円を計上いたしました。

続きまして、市民生活部の所管に関するものに移ります。

補正予算書13ページ、14ページでございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費



におきましては、健康教育の糖尿病教室事業並びに自殺対策事業関係といたしまして、8節報償費で講師の報酬24万円、9節旅費を2万円、11節需用費で42万5,000円。13節委託料では、運動指導とかメンタルチェックシステムの導入の委託料といたしまして、20万3,000円を計上いたしました。

次に、6目の保健衛生施設費、15節工事請負費でございますが、こちらは佐屋保健センターの公共下水道接続工事といたしまして、367万5,000円計上いたしました。

以上、よろしく申し上げます。

次は、経済建設部長より御説明申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

それでは、8款土木費をお願いいたします。1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料におきまして1,692万3,000円の補正をお願いしております。これは毎年更新をしています道路台帳整備委託料でございます。

続きまして、2項道路橋梁費、1目道路維持費におきまして5,009万9,000円をお願いしております。これは、幹線道路の補助対象事業以外の各地区の側溝・舗装工事等、緊急修繕工事費でございます。

続きまして、2目道路新設改良費におきまして、12節役務費におきましては、用地取得のための土地売買契約書に貼付する印紙代2万1,000円、13節委託料におきまして、測量設計等委託料といたしまして、市道135号線と市道1401号線分として2,220万円を、用地費に伴う境界ぐいの設置及び分筆、所有権移転登記等の公共嘱託登記事務委託料416万3,000円でございます。

15節の工事請負費におきまして、市道3路線の道路改良工事の継続事業分として4,127万7,000円を計上させていただいております。

17節の公有財産購入費におきましては、市道5路線の約550平方メートルの土地購入費として1,390万6,000円をお願いいたしました。

22節の補償、補填及び賠償金におきましては、20万円計上させていただいておりますが、これは用地取得に伴う物件の保証金であります。

続きまして、3目交通安全対策費におきまして、15節工事請負費におきましては83万4,000円、これにつきましては危険箇所へのカラー塗装工事と防護柵の設置工事費として計上させていただいております。

続きまして、8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費におきまして、13節委託料につきましては、公園管理台帳作成料といたしまして772万6,000円、これにつきましては緊急雇用創出事業を活用し、台帳の作成を行うものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続いて、消防長より御説明を申し上げます。

#### ○消防長（小塚良紀君）

それでは、消防費について御説明申し上げます。

引き続き15ページの1項消防費を御確認ください。

1 目常備消防費は、970万の追加をお願いしております。

11節需用費で、本署・分署の車庫のスレート屋根、外壁及び分署庁舎内の塗りかえでございます。経年劣化に伴い、修繕料として329万8,000円を計上いたしました。

同じく18節備品購入費でございます。救急備品140万8,000円を計上いたしました。長年使用しております救急隊用滅菌ロッカー及び使用期限となりました救急車のAEDのバッテリーの更新、また加害事案等の対応を考慮しまして、消防隊の身体保護をするための防刃ベスト等を追加整備するものでございます。

救助備品は77万1,000円の追加をお願いいたしました。これは潜水隊用資機材として、空気ボンベやウェットスーツ等の更新、ドライスーツを追加整備するものでございます。

次に、常備消防備品で31万7,000円の追加をお願いいたします。火災原因調査用のサーチライト等のほか、テレビ、事務所の椅子等の更新をお願いするものでございます。

次に、警備備品として309万6,000円の計上でございます。現在使用中の調査用の單車、あるいは救命ボートなど老朽化に伴う資機材の更新と、緊急消防援助隊等の装備などでございます。

2 目非常備消防費は、15万8,000円の追加をお願いしております。

18節備品購入費で、消防団員が火災現場の夜間警戒や屋外での活動等の電源として発電機を整備するもので、15万8,000円を計上いたしました。

3 目消防施設費で、1,625万円の追加をお願いしております。

15節工事請負費は、新設消火栓の標識を設置する工事でございます。50万円を計上させていただきました。

18節備品購入費では、平成17年に排ガス規制対策など延命措置を図ってまいりましたが、購入から23年を経過しまして、車体等の傷みも激しく、車両整備計画に基づき資機材搬送車の更新整備をお願いするものでございます。1,575万円を計上させていただきました。

消防費につきましては以上でございます。以上、よろしく申し上げます。

続きまして、教育部長から御説明申し上げます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

続きまして、10款教育費に関するものを説明させていただきます。

本日、議席のほうに、教育予算にかかわる資料として、草平小学校の土地買収の場所を示した位置図を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

歳出の15ページからごらんください。

第2項小学校費、第1目学校管理費で、4,704万円の補正をお願いしております。草平小学校の学校用地の借地におきまして、地主の方から買い取り要望がありましたので、4筆、857平米を購入すべく、関係する経費並びに登記委託料、土地購入費として用地取得費に関する2,276万2,000円と、公共下水道供用開始となりました北河田小学校と勝幡小学校の接続工事費として、設計管理委託並びに工事費の1,121万5,000円、草平小学校におきまして用地取得をいたしました学校用地を駐車場として整備するための工事費と、以前から学校職員の駐車場として借用しておりました草平児童館の東側用地を、地主から返却の申し出がありましたので、復

旧に係る整備工事費として1,306万3,000円を計上しております。

3項中学校費、第1目学校管理費で、2,772万8,000円の補正をお願いしております。佐屋地区の公共下水の整備によりまして、佐屋中学校の公共下水道接続に係る設計委託並びに工事費に係る2,322万8,000円と、文科省より東日本大震災で避難場所となりました屋内運動場の天井部材並びに設備等の非構造物の落下防止対策として、専門家による点検を実施するよう通達がありましたので、第1次避難場所であります中学校6校の体育館の耐震調査委託料450万円をお願いするものでございます。

4項、社会教育総務費で、愛西市・サクラメント愛知県人会等交流事業として、11月上旬に愛西市へ訪問されるために必要な予算、並びに2目公民館運営費におきまして、受変電設備の経年劣化に伴う機器改修工事費設計委託等の経費で375万4,000円、永和地区公民館の耐震診断220万5,000円、佐織公民館ホールの備品として、折り畳み椅子の更新を行うための経費を計上させていただきました。

同じく3目文化会館運営費で、前年度に引き続き受変電設備の改修に伴う設計管理委託工事費の1,109万6,000円と、備品購入としての会議費、机の不足分を購入すべく計上をさせていただきました。

続いて、4目図書館費でございますが、公共下水道接続に係る費用として413万円を計上させていただきますいております。

5項保健体育費では、2目体育施設運営費で1,855万1,000円の補正をお願いしております。佐屋スポーツセンターで、公共下水道の接続に係る費用84万3,000円、並びに立田体育館競技場の壁面の老朽、経年劣化によります改修に係る費用としまして、工事費設計委託として1,215万2,000円、そして立田総合運動場の西側にありますB面、バックネットのかさ上げ、審判観覧室、防球ネットのかさ上げ等に係る工事費、設計委託料として555万6,000円の計上をいたしております。

次に、3目学校給食管理費で、八開給食センターの調理設備・衛生設備・浄化槽設備の経年劣化による修繕費として、200万円をお願いするものでございます。

以上で、平成24年度一般会計補正予算の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第36号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第36号：平成25年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民生活部長兼福祉部長（五島直和君）**

それでは、議案第36号：平成25年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、保険事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ258万9,000円を追加しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ40億5,682万円とするものであります。

補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入について御説明いたします。

補正予算書7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金としまして、258万9,000円の追加をお願いするものであります。

歳出は、1枚はねていただきまして、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

1款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、第6期介護保険事業計画策定準備ということで、そのために事前に基礎調査アンケートをさせていただきたいと思っております。その郵送料61万5,000円と委託料197万4,000円の追加をお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・選挙第4号（提案説明）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第13・選挙第4号：海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**○議会事務局長（服部秀三君）**

それでは、海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部南部水道企業団議会議員の日永貴章元議員の退職に伴いまして、補欠選挙をお願いするものでございます。任期は前任者の残任期間の平成26年5月9日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第14・選挙第5号（提案説明）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第14・選挙第5号：愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

この件につきましては、委員等の任期満了に伴い議長宛てに選挙依頼がありましたので、御

報告をし、事務局から説明をさせます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について御説明いたします。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、本会議において委員4名、補充員4名を選挙していただくものでございます。なお、任期は4年でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・同意第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・同意第1号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第1号：愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市元赤目町川並316番地、氏名、川村功、昭和25年7月11日生まれ。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、河原委員が平成25年6月30日に任期満了となるため、選任する必要があるからでございます。履歴書も添付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、同意第1号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第1号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号を採決いたします。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・同意第2号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市西川端町下兼155番地、氏名、安達清、昭和24年3月6日生まれでございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、平成24年11月11日に死去されました恒川委員の後任を選任する必要があるからでございます。履歴書を添付させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・同意第3号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市湊高町一ノ割9番地10、氏名、齋藤淳、昭和21年12月9日生まれ。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、任期が平成25年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからでございます。履歴書を添付させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、同意第3号の質疑を行います。  
質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・同意第4号及び日程第19・同意第5号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・同意第4号、日程第19・同意第5号：愛西市教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第4号ですが、最初に本日差しかえをお願いいたしておりますので、よろしくお願いたします。

同意第4号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市諏訪町郷東108番地、氏名、加藤良邦、昭和27年11月27日生まれです。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、五富利清彦委員が平成25年6月9日の死亡に伴い、任命する必要があるからでございます。履歴書を添付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

続きまして、同意第5号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市勝幡町塩畑2645番地、氏名、堀田直紀、昭和25年11月16日生まれ。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、任期が平成25年6月30日で満了するのに伴い、任命する必要があるからでございます。履歴書を添付させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、同意第4号、同意第5号につきましては同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第4号、同意第5号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第4号、同意第5号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第4号、同意第5号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略し



たいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・諮問第1号から日程第22・諮問第3号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・諮問第1号から日程第22・諮問第3号までの愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市葛木町長池211番地、氏名、水谷二三子、昭和22年5月19日生まれ。

諮問理由といたしまして、この諮問をするのは、任期が平成25年9月30日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。履歴書を添付させていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名でございます。

住所といたしまして、愛西市上東川町細野57番地、氏名、加藤菊雄、昭和14年11月17日生まれ。

諮問理由といたしまして、この諮問をするのは、任期が平成25年9月30日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。同じく履歴書を添付させていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市赤目町下堤畦32番地、氏名、原田健三、昭和21年4月17日生まれ。

諮問理由といたしまして、この諮問をするのは、任期が平成25年9月30日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。同じく履歴書を添付させていただきました。よろしく願いいたします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、諮問第1号から諮問第3号につきましては同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。諮問第1号から諮問第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号から諮問第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

次に諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

次に諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月17日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午前11時27分 散会

